

マンション共用部での喫煙は禁止です。

6月20日の理事会での採決を得て、先日7月18日に開催された総会において、管理規約II使用細則第10条(使用上の注意)で、共用部分における喫煙禁止の明文化について、賛成多数で可決しました。



神戸海岸通ハーバーフラッツウエスト管理規約 改正

II.使用細則

(使用上の注意)

第10条 共用廊下、階段、その他共用部分については、次の各号のことは行ってはならない。

(6)共用部において喫煙をすること。

マンション共用部については、細則に記載がある共用廊下、階段はもちろん、通路、エレベーター内、駐車場のほか、専用使用権が認められているベランダ、バルコニー及び専用庭も含まれますので、ご注意ください。